

## 商品概要説明書

## スーパ定期貯金<単利型>

(令和4年11月29日現在)

	<p>① 6か月未満 ② 6か月以上1年未満 ③ 1年以上1年6か月未満 ④ 1年6か月以上2年未満 ⑤ 2年以上2年6か月未満 ⑥ 2年6か月以上3年未満 ⑦ 3年以上5年未満</p> <p>(4) 約定した預入期間が5年の場合 ① 6か月未満 ② 6か月以上1年未満 ③ 1年以上1年6か月未満 ④ 1年6か月以上2年未満 ⑤ 2年以上2年6か月未満 ⑥ 2年6か月以上3年未満 ⑦ 3年以上4年未満 ⑧ 4年以上5年未満</p> <p>・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。</p>	解約における普通貯金利率 約定利率×40% 約定利率×50% 約定利率×60% 約定利率×70% 約定利率×80% 約定利率×90%  解約における普通貯金利率 約定利率×30% 約定利率×40% 約定利率×50% 約定利率×60% 約定利率×70% 約定利率×80% 約定利率×90%
貯金保険制度 (公的制度)	<p>・保護対象</p> <p>当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>	
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当会本支所またはリスク統括部（電話：083-973-1182）にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当会リスク統括部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>山口県弁護士会仲裁センター (電話：083-922-0087)</p> <p>広島弁護士会仲裁センター (電話：082-225-1600)</p> <p>福岡県弁護士会紛争解決センター (北九州) (電話：093-561-0360) (福岡) (電話：092-741-3208) (久留米) (電話：0942-30-0144)</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター (電話：03-3581-0031)</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター (電話：03-3595-8588)</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター (電話：03-3581-2249)</p> <p>民間総合調停センター（大阪府）（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を</li> </ul>	

	移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A山口信連